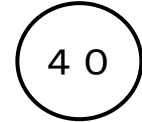


# 令和3年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立香椎工業高等学校
課程又は 教育部門	全日制



## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (1) 基本理念

- ①いじめは全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ②全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- ③いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。

#### (2) 具体的な目標

基本理念にのっとり学校全体で「いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの適切・迅速な対処」に取り組む。

- ①いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される「組織」を置く。
- ②「いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの適切・迅速な対処」など、いじめの防止等全体に係る内容を行う。（教育相談体制・生徒指導体制・校内研修体制等を充実）
- ③学校の教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。  
「授業改善に関わる取組、生徒の友人関係、集団づくり、社会性育成などを目的とした取組、いじめに関する学習、いじめを無くすための生徒会の取組、保護者や地域に対する啓発の取組等」

- ④校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質・能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等に関する年間を通じた取組計画を定める。
- ⑤より実効性の高いいじめ防止の取組を実施するため、香工いじめ防止基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているか点検し、必要に応じて見直す等のPDCAサイクルを行う。  
「学校生活アンケートや学校評価アンケート、いじめの認知件数や不登校等の数を検証するとともに、取組評価アンケート（いじめ防止チェックリスト）、組織会議等を実施し、計画的なPDCAサイクルにつなげる」
- ⑥香工いじめ防止基本方針は、保護者等地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針にする。また、生徒の意見を取り入れ、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加を促す。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

### （1）組織の構成

- ①管理職、主幹教諭、指導教諭、学科主任、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動顧問などから、組織的対応の中核として機能するような体制をつくる。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加することができる柔軟な組織とする。
- ②日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「いじめ撲滅委員会」を活用して、いじめの防止等の措置を実効的に行う。また、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に分担しておく。
- ③重大事態について学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて対応する。

### （2）いじめの防止：「いじめは人間として絶対に許されない」の雰囲気醸成

- ①「いじめはどの生徒にも起こりうる」という事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、全ての生徒に可能性があるものとして全ての生徒を対象に事前の働きかけ、未然防止に取り組む。  
\*生徒が自らいじめについて学び・取り組む
  - ・生徒会による「いじめ撲滅宣言」や相談箱を設置する
  - ・教職員は陰で支える役割に徹する
- ②未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり「居場所づくり、絆づくり」を行う。
- ③生徒が集団の一員として自己有用感や自己肯定感を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。  
\*社会体験や生活体験の場を発達段階に応じて計画的に配置し、自ら気づく・学ぶ機会を提供し、いじめに向かわせない態度・能力を育成する。
  - ・社会性を生む「道徳教育、人権教育、読書活動、体験活動」
  - ・互いの人格を尊重する態度を醸成

・自己有用感や自己肯定感を育む場の設定

④教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

\*授業について行けない焦りや劣等感が過度なストレスとならないような、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくり

\*授業規律を厳守し、全ての生徒が参加・活躍できる授業の工夫

⑤特別な支援が必要な生徒については、当該生徒の特性を踏まえ適切な支援を行う。

\*教職員が個々の生徒の障がい（発達障がい等）の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

\*性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員が正しく理解し、学校として必要な対応について周知する。

⑥部活動顧問等による部室の管理を含めた部活動に参加する生徒に対して指導を行う。

\*いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用人や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

#### (1) 基本的考え方

##### ①いじめの認知

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

##### ②アンテナを高く保つ

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守る。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、実態把握に取り組む。また、家庭で気になった様子はないかを把握する。

##### ③情報交換、情報共有を行う

社会全体で生徒を見守り健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携が必要である。PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### (2) いじめの早期発見のための措置

##### ①いじめの実態把握、訴えやすい雰囲気づくりに努める。

- ・定期的なアンケート調査
- ・定期的な教育相談の実施

- ・保護者用いじめチェックシート等の活用
  - ・いじめに関する情報を教職員全体で共有
- ②定期的な取組体制の点検を実施する。
- ・生徒の悩みを積極的に受け止められているか
  - ・適切に機能しているか
- ③取組体制を周知する。
- ・実態把握の体制の周知
  - ・保健室や相談室の利用の周知
  - ・電話相談窓口の周知

## 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

### （1）基本的考え方

- ①いじめは対策組織（いじめ撲滅委員会）による認知をし、被害性に着目して判断する。いじめが認知された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携する。
- ②教職員は平素よりいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、表出できない生徒やインターネット等によるいじめにも迅速かつ組織的な対応を行う。
- ③いじめの問題への対応において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等を想定）と適切に連携する。そのために、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

### （2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、全職員で情報共有する。  
「5W（いつ、どこで、誰が、誰と、何を）1H（どのように）」。そして速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。また、疑いのある事案を把握した段階で、管理職から電話で第一報を県教育委員会に行う。
- ②部活動においていじめを発見または通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。また、部活動指導員、非常勤講師等に対しても部活動を開始する前に本対応について周知する。

### （3）いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やそ

の保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

①いじめられた生徒の安全を確保する。

- ・いじめられた生徒にも問題があるという考え方はあってはならない
- ・プライバシーには十分に留意して対応する
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する

②家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。

③必要に応じて外部の専門家の協力を得る。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

①いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

②いじめを止めさせ、その再発を防止する措置を取る。

③迅速に保護者に連絡をする。

\*保護者の理解・納得を得たうえで、協力を求める

④自らの行為の責任を自覚させる。

\*いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる

⑤毅然とした態度で対応する。

\*いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安全と安心、健全な人格の発達に配慮する

\*教育上必要があるときは、適切に懲戒を加えることも考えられる

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

①自分の問題としてとらえさせる。

\*いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持たせる

\*囃し立てるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる

②いじめの解決とは。

\*加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではない

\*被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係を修復する

\*双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団関係を取り戻す

(6) ネット上のいじめへの対応

生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネットを通じて行われるいじめに対処する。

①直ちに削除する。

②プロバイダに対し速やかに削除依頼をする。

\*名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信を止めたり、情報を削除したりできる

③必要に応じ法務局又は地方法務局の協力を得る。

④必要に応じ警察に通報し、援助を求める。

\*生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、関係機関と連携し生命の保護を第一優先とする

#### (7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案していじめ撲滅委員会で校長が判断するものとする。

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ撲滅委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手すること必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

#### (1) 重大事態の発生と調査

①重大事態が発生した場合には直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

②県知事へ発生報告を行う。

③〇いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

〇いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

上記の場合には、速やかに、組織を設け、質問票の使用やその他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

調査を実りあるものにするためには、学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。「調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査」

自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ・背景調査に当たり、遺族が生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う
- ・死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する
- ・詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公

表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく

- ・調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める

## （２）調査結果の提供及び報告

- ①学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、今後の同種の事態防止策について説明する。調査結果には上記保護者の所見も含む。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないようにする。
- ②質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- ③情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意を払う。
- ④調査結果については、教育委員会を通じて県知事に報告する。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### （１）組織の名称 いじめ撲滅委員会

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うために中核となる常設の組織を置き、いじめに対して組織的に対応する。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資する。

組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行い、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささ



いな兆候や懸念・生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、組織に集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ①「香工いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ④いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- ⑤「香工いじめ防止基本方針」等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ①当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- ②「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ③調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

## 7 学校評価

いじめ撲滅委員会において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。特に、いじめの防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。